

# 水土里情報システムの活用方法について ～システムの利活用による農業農村整備事業等の推進～

通常管理

**現状把握**

管理施設の把握 (\* 管理者: 市町村、土地改良区)

- ・用水路 (パイプライン、開水路、揚水機場、付帯施設等)
- ・排水路 (開水路、排水機場、付帯施設等)
- ・農道
- ・その他施設等
- ・土地 (農地)

\* 土地改良法第2条、3条、16条、17条

**現状管理**

- ・施設の補修及び改修の履歴
- ・土地 (農地)
- ・住民又は農家からの問合せ

**上記整備を実施している事例**

- ・管理者 (市町村、土地改良区) からの委託整備
- ・農山漁村地域整備交付金 (公共)
- ・緊急雇用創出事業 (県、市町村) 等...

上記内容を、水土里情報システムに登録管理 (ユーザ側でも可) ができるため、更なるシステムの充実が図られる。

相互活用・整備及び充実

水土里情報システム

農地筆、耕区、空中画像、地形図、農業用排水路施設の整備

～水土里情報システムに格納する農地情報～

～水土里情報システムの利用～

上記整備の補助事業 (平成22年度まで)  
・水土里情報利活用促進事業

市町村、農業委員会におけるGISシステムとの連携も可能

利活用により大きな効果発現

更新・改修計画の策定

**具体的案件**

- ・地域の整備計画の策定 (各種計画策定に利活用可能)
- ・計画調査事業
- ・事業地区内の受益地の確認に活用
- ・営農計画策定及び確認

< 更新、整備事業 (新規) >

- ・農業農村整備事業 (全般)
- ・農業水利施設ストックマネジメント事業
- ・農地水環境保全向上対策 (平成23年度から、施設の長寿命化のための活動への支援)

< その他事業 >

- ・農業農村整備事業におけるソフト事業
- ・農振整備計画
- ・戸別所得補償
- ・耕作放棄地対策
- ・鳥獣害対策等 ...